

諮問第 4 5 7 号

八丈町中之郷(NOE-3)の温泉掘削について

申請概要

申請者 オリックス株式会社
目的 産業利用（地熱発電用）
申請地 八丈島八丈町中之郷地内

□ 掘削工事

口 径 320.4～215.9 ミリメートル
深 度 1,177 メートル（掘削長 1,200 メートル）
施工方法 ロータリー式

□ 利用計画（予定）

施設概要 地熱発電施設（発電出力 4,444kW）
産 出 量 32.6 t／h（NOE-4 との合算量）

□ 申請地の位置・概況、周辺の状況等（図 1～3 及び写真①～③）

土 地 東京電力パワーグリッド株式会社所有 他
周辺概況 掘削開始地点は平成 31 年に発電を終了した東京電力
 パワーグリッド株式会社による地熱発電所の敷地内
 で八丈島南部の三原山中腹に位置する。周辺は森林で
 ある。

既存源泉（半径 1km） あり（同一敷地内）
水道水源井戸等（半径 1km） なし
湧 水（半径 1km） なし



図1 申請地（広域図）

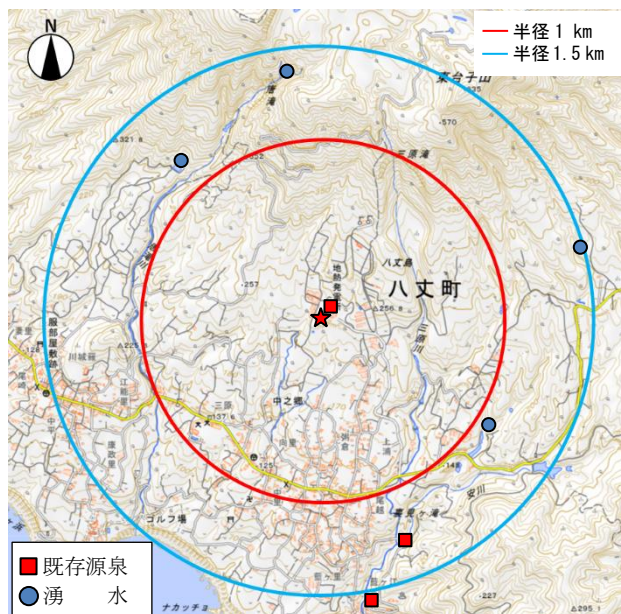


図2 周辺1km、1.5kmの様子

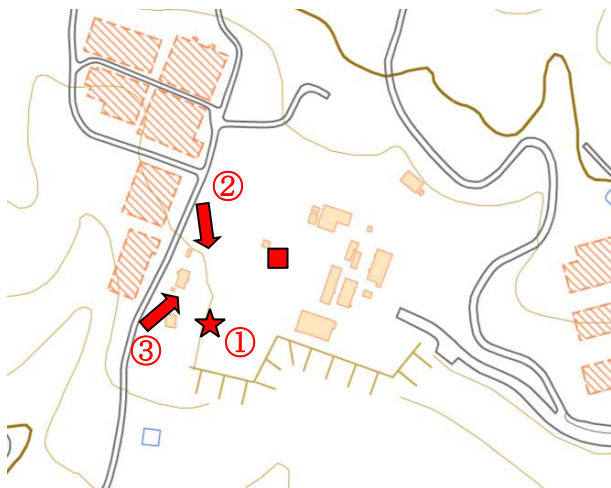


図3 詳細図（撮影方向）



①申請地点



②申請地点周辺



③申請地点周辺

諮問第 4 5 8 号

八丈町中之郷(NOE-4)の温泉掘削について

申請概要

申請者 オリックス株式会社
 目的 産業利用（地熱発電用）
 申請地 八丈島八丈町中之郷地内

□ 掘削工事

口 径 320.4～215.9 ミリメートル
 深 度 1,012 メートル（掘削長 1,050 メートル）
 施工方法 ロータリー式

□ 利用計画（予定）

施設概要 地熱発電施設（発電出力 4,444kW）
 産 出 量 32.6 t／h（NOE-3 又は NOE-5 との合算量）

□ 申請地の位置・概況、周辺の状況等（図 1～3 及び写真①～③）

土 地 東京電力パワーグリッド株式会社所有 他
 周辺概況 掘削開始地点は平成 31 年に発電を終了した東京電力
 パワーグリッド株式会社による地熱発電所の敷地内
 で八丈島南部の三原山中腹に位置する。周辺は森林で
 ある。

既存源泉（半径 1km） あり（同一敷地内）
 水道水源井戸等（半径 1km） なし
 湧 水（半径 1km） なし



図1 申請地（広域図）

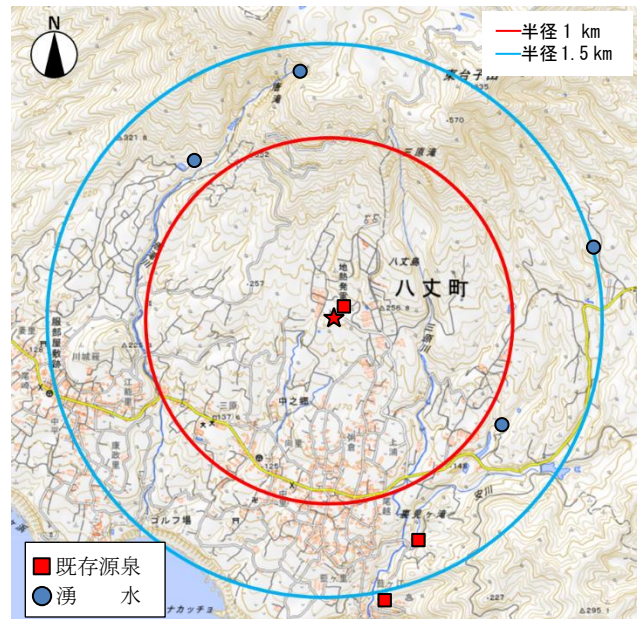


図2 周辺1 km、1.5kmの様子

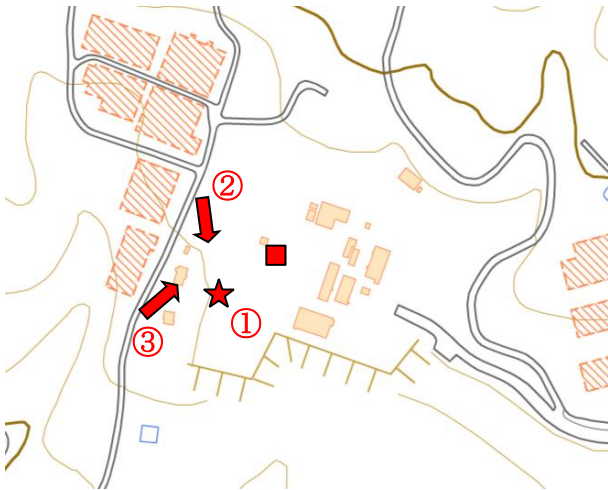


図3 詳細図（撮影方向）



①申請地点



②申請地点周辺



③申請地点周辺

諮問第 4 5 9 号

八丈町中之郷(NOE-5)の温泉掘削について

申請概要

申請者 オリックス株式会社
 目的 産業利用（地熱発電用）
 申請地 八丈島八丈町中之郷地内

□ 掘削工事

口 径 320.4～215.9 ミリメートル
 深 度 1,348 メートル（掘削長 1,500 メートル）
 施工方法 ロータリー式

□ 利用計画（予定）

施設概要 地熱発電施設（発電出力 4,444kW）
 産 出 量 32.6 t／h（NOE-4 との合算量）

□ 申請地の位置・概況、周辺の状況等（図 1～3 及び写真①～③）

土 地 東京電力パワーグリッド株式会社所有 他
 周辺概況 掘削開始地点は平成 31 年に発電を終了した東京電力
 パワーグリッド株式会社による地熱発電所の敷地内
 で八丈島南部の三原山中腹に位置する。周辺は森林で
 ある。

既存源泉（半径 1km） あり（同一敷地内）
 水道水源井戸等（半径 1km） なし
 湧 水（半径 1km） なし



図1 申請地（広域図）

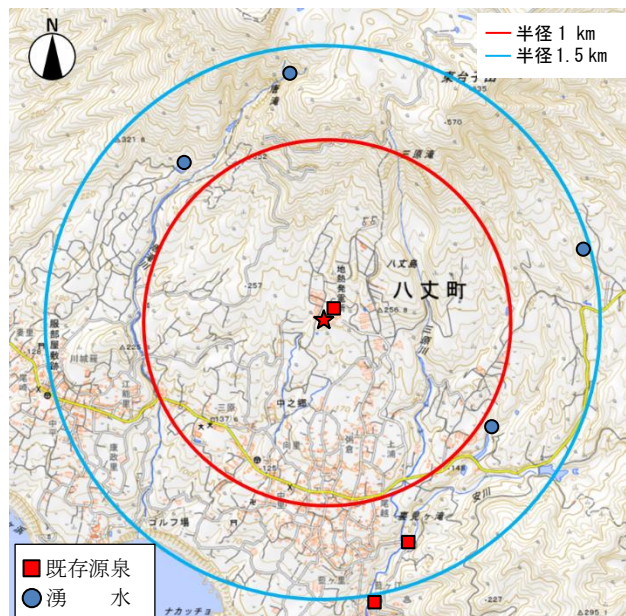


図2 周辺 1 km、1.5km の様子

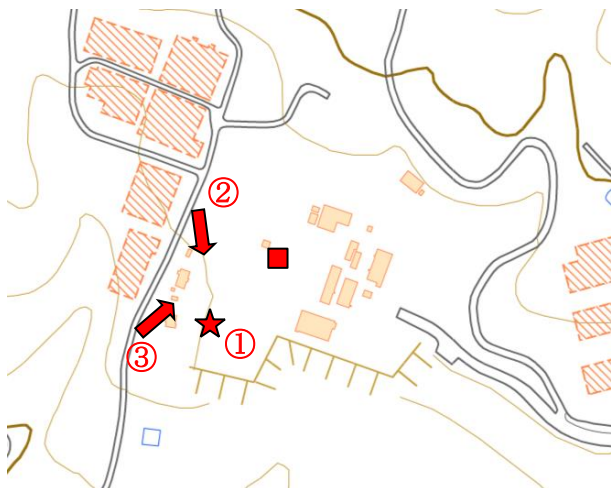


図3 詳細図（撮影方向）



①申請地点



②申請地点周辺



③申請地点周辺

諮問第 4 6 0 号

江東区有明の温泉動力の装置について

申請概要

申請者 住友不動産株式会社
 目的 温浴施設へ供給（浴用）
 申請地 江東区有明二丁目地内

□ 掘削工事の経緯

平成30年 1 月 4 日 掘削許可処分
 令和元年12月26日 掘削工事完了

□ 温泉井戸概要

深 度 1,500 メートル
 泉 温 28.6 ℃
 泉 質 含よう素-ナトリウム-塩化物強塩温泉

□ 申請する動力

出 力 5.5 キロワット
 吐出口断面積 4.9 平方センチメートル
 吐 出 量 120 リットル／分

□ 揚湯量 50 立方メートル／日**□ 申請地の位置・概況、周辺の状況等（図 1 ～ 3 及び写真①～③）**

土 地 申請者所有
 申請地概況 ゆりかもめ有明駅近隣であり、近隣にマンション、
 有明コロシウム等が立地

既存源泉（半径 1km） なし
 水道水源井戸等（半径 1km） なし
 湧 水（半径 1km） なし

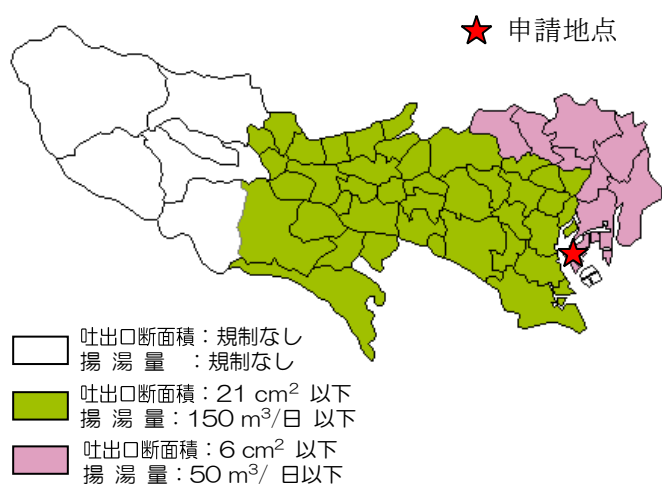


図 1 申請地（広域図）



図 2 周辺 1 km の様子

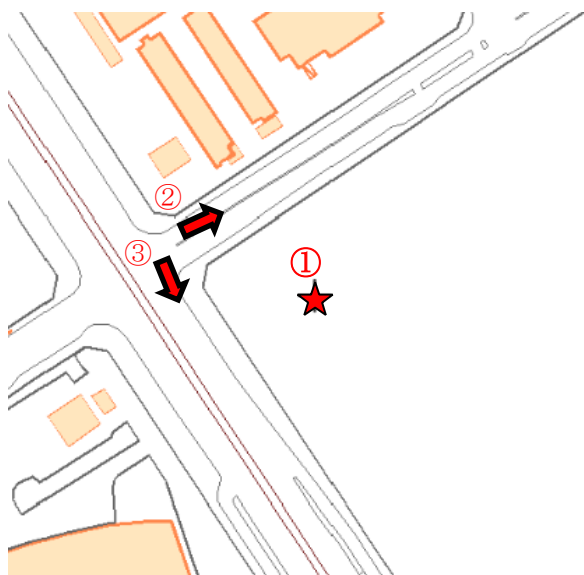


図 3 詳細図（撮影方向）



①申請地点



②申請地点周辺



③申請地点周辺

許可基準の適合状況及び温泉部会における 審議内容について

【諮問第 457 号 八丈町中之郷（NOE-3）の温泉掘削について】

1 許可基準の適合状況

- (1) 温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について（参考資料 1-1）
→指定地域外
- (2) 温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて（参考資料 1-3）
→半径 1 0 0 0 メートル以内に配慮を要する井戸や湧水は存在しない
- (3) 温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うこと
→敷地境界からの距離（3 メートル以上）の確保、可燃性天然ガスの測定等の対策を実施する

2 温泉部会における審議内容(主な意見、質疑等)

- ・住民に対して、適切にモニタリングデータを公表すること
- ・モニタリングは長期的に行っていくこと、硫化水素についても行うことが望ましい

【諮問第 458 号 八丈町中之郷（NOE-4）の温泉掘削について】

1 許可基準の適合状況

- (1) 温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について（参考資料 1-1）
→指定地域外
- (2) 温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて（参考資料 1-3）
→半径 1 0 0 0 メートル以内に配慮を要する井戸や湧水は存在しない
- (3) 温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うこと
→敷地境界からの距離（3 メートル以上）の確保、可燃性天然ガスの測定等の対策を実施する

2 温泉部会における審議内容(主な意見、質疑等)

- ・住民に対して、適切にモニタリングデータを公表すること
- ・モニタリングは長期的に行っていくこと、硫化水素についても行うことが望ましい

【諮問第 459 号 八丈町中之郷（NOE-5）の温泉掘削について】

1 許可基準の適合状況

- （１）温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について（参考資料 1-1）
→指定地域外
- （２）温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて（参考資料 1-3）
→半径 1 0 0 0 メートル以内に配慮を要する井戸や湧水は存在しない
- （３）温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うこと
→敷地境界からの距離（3 メートル以上）の確保、可燃性天然ガスの測定等の対策を実施する

2 温泉部会における審議内容(主な意見、質疑等)

- ・住民に対して、適切にモニタリングデータを公表すること
- ・モニタリングは長期的に行っていくこと、硫化水素についても行うことが望ましい

【諮問第 460 号 江東区有明の温泉動力の装置について】

1 許可基準の適合状況

- （１）温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について（参考資料 1-1）
→半径 1 0 0 0 メートル以内に既存温泉は存在しない
- （２）温泉動力の装置の許可に係る審査基準（参考資料 1-2）
→吐出口断面積及び揚湯量は基準を満たす
- （３）温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて（参考資料 1-3）
→半径 1 0 0 0 メートル以内に配慮を要する井戸や湧水は存在しない

2 温泉部会における審議内容(主な意見、質疑等)

- ・電気伝導度等を含む温泉井戸のモニタリングを適切に実施すること

温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について

平成17年1月17日 東京都自然環境保全審議会 答申

1 温泉の許可基準

温泉動力の装置の許可に係る審査基準（平成10年7月1日付東京都告示第724号）（以下「審査基準」という。）の指定地域において、温泉を掘削する場合は、地盤沈下の防止及び源泉間の相互影響への配慮の観点から、既存源泉と新規源泉の深度を比較して深い方の深度に対応した下記の制限距離以上を既存源泉からとること。

掘削深度	制限距離
500mを超える	1,000m
200mを超え500m以下	500m
200m以下	200m

ただし、既存源泉がこれらの制限距離以内に存在する状況においても、既存源泉と新規源泉の揚湯量の合計が、審査基準に規定された量以下であることを確認できる書面を提出できる場合はこの限りでない。

2 個人利用に対する指導基準

（1）集合住宅での各戸給湯利用

源泉の一日あたりの揚湯量が、審査基準に規定された量を超えない範囲において、一世帯の一日あたりの揚湯量を0.5立方メートル以下とすること。

（2）戸建住宅での給湯利用

一日あたりの揚湯量を10立方メートル以下とし、浴槽容量及び利用実態に応じた適正な揚湯量とすること。

3 温泉に関する情報の収集及び適正管理の検討

（1）温泉を掘削しようとする者に対して、掘削地点の地質及び地下水に関する、更なる調査の実施と結果の報告を求めること。

（2）報告を受けた資料を整理、解析し、温泉の適正管理に関する検討を継続して行うこと。

温泉動力の装置の許可に係る審査基準

平成10年 7月 1日 (東京都告示第 724号)
最終改正 平成20年10月24日 (東京都告示第1339号)

地盤沈下防止の観点から、温泉法(昭和23年法律第125号)第11条第3項により準用する同法第4条第1項の規定に基づく動力装置の許可に係る審査基準を次のとおり定める。

指定地域		吐出口断面積	一日の揚湯量
1	墨田区 江東区 北区 荒川区 板橋区 足立区 葛飾区 江戸川区	6平方センチメートル 以下	50立方メートル 以下
2	東京都の区域のうち、1に掲げる区域、八王子市の一部(一般国道411号線との交点以北の都道檜原あきる野線、その交点から一般国道20号線との交点(八王子市高尾町)までの都道八王子あきる野線、その交点から都道八王子町田線との交点までの一般国道20号線及びその交点以南の都道八王子町田線以西の区域)、青梅市、あきる野市、西多摩郡日の出町、同郡檜原村、同郡奥多摩町及び島しょ地区を除く区域	21平方センチメートル 以下	150立方メートル 以下

備考 揚湯の状況について、水量測定器及び水位計により確認できること。

温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて

平成20年9月9日 東京都自然環境保全審議会温泉部会決定

東京都自然環境保全審議会において審査を行う際、申請のあった地点の周囲の状況についての情報として活用するための井戸・湧水の取扱いについて、次のとおり整理する。

1 基本的な考え方

井戸、湧水があることについては、直ちに温泉法で規定されている温泉掘削が公益を害するおそれがあると認めることはできず、許可基準には抵触しない。

井戸、湧水の存在については、審査の参考として資料に記載するものである。

申請者が、許可申請時に周辺状況として必要な井戸、湧水を自ら把握するよう指導しているが、行政としても、申請者の内容を確認する上で、関係機関に照会する。

2 井戸

(1) 配慮を要する井戸

- ・申請地点の周囲1000m内にある水道事業体の水源井戸
- ・申請地点の周囲1000m内にある水道の供給を受けていない地域(未給水地域)内の生活の用に供する井戸

(2) 井戸の把握方法

申請地点に水道を供給する水道事業体に対し、文書で照会し、回答を求める。

3 湧水

(1) 配慮を要する湧水

- ・申請地点の周囲1000m内にある地域の環境の保全のため重要な役割をもつ湧水として、区市町村が地域指定又は判断している湧水

(2) 湧水の把握方法

配慮を要する湧水の有無について、区市町村に対し文書で照会し、回答を求める。

4 配慮を要する井戸、湧水への対応

(1) 温泉部会

申請された温泉掘削・動力許可が、配慮を要する井戸、湧水に対し影響を及ぼすおそれがあるか検討する。

(2) 申請者への指導

温泉部会の検討結果を踏まえ、申請者に対して、配慮を要する井戸、湧水の管理者等と温泉掘削・動力設置の情報及び井戸、湧水に対する影響の把握について話し合うよう指導し、その結果について報告を求める。

地熱発電所の概要について

オリックスが計画する地熱発電所の概要

地熱発電所の出力規模は、内燃力発電所と地熱発電所をつなぐ、発電所専用線の最大容量の3,800kW（送電端）での建設を予定しています。再エネの島として、可能な限り大きな地熱発電所の建設を目指します。

《申請地点》



《発電所の仕様》

事業地	八丈町中之郷2872
発電出力	(発電端) 4,444kW
	(送電端) 3,800kW
方式	シングルフラッシュ (蒸気利用)
硫化水素対策	全量地下還元

八丈町地域再生可能エネルギー基本条例

八丈町は、恵まれた自然環境のもと、先人の英知と努力によって、地域の特色を生かした活力にあふれた町として、また歴史と文化のある町として発展してきました。

しかしながら、人口減少と少子高齢化問題に直面し、気候変動も迫り来る現在、私たち町民は、誰もが安心して暮らすことのできる町として、また将来を担う子どもたちが夢と希望を持ち健やかに成長できる町として一層発展させ、次の世代に繋げていかなければなりません。

この安心で活力にあふれた地域社会を実現するためには、時代の変化や社会情勢に的確に対応し新たな地域産業を構築していく必要があります。また、地域住民が自らの意思と判断によって、地域の特色を生かした「まちづくり」を協力して進めることが求められています。

地球規模で持続可能な発展に向けたエネルギー転換が進む中、東日本大震災をきっかけに、我が国においてもエネルギーのあり方は大きな転換期を迎えました。とりわけ、再生可能エネルギーはその積極的活用が期待されています。

八丈島には、再生可能エネルギー資源が豊富に存在しています。これまでさまざまな形で活用されてきましたが、その活用にはまだまだ多くの可能性が残されている一方いまだに島外からのエネルギーに大きく依存している状況もあります。また、地域に存在する再生可能エネルギー資源が、地域固有の資源であり、島民の財産でもあることを自覚し、地域産業振興による地域活性化に役立てることが重要です。よって、町は地域再生可能エネルギーの大幅な利活用の推進によって、地域経済を活性化させ、地球環境負荷の低減やエネルギーの自立に取り組んでいくものとします。

地域社会の発展には、町、町民及び事業者が持つそれぞれの役割が欠かせません。私たち町民は、自身が持つそれぞれの役割を認識しながら、主体となり、また協働して「地域再生可能エネルギーを活かしたまちづくり」を進めていくことが求められています。

以上を基軸とし、基本構想に掲げる「クリーンアイランド」、そして後世に誇れる魅力ある豊かな地域社会の実現を目指すため、ここに八丈町地域再生可能エネルギー基本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、八丈町に存在する再生可能エネルギー（以下「地域再生可能エネルギー」という。）の活用について、町、町民及び事業者（町民及び町民外による）の役割を明らかにし、地域経済活性化の推進及び地域が主体となる地域社会の持続的発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「再生可能エネルギー」とは、地熱、風力、太陽光、太陽熱、水力、波力、潮流及びバイオマス等、自然の営みから得られるエネルギー源であり、かつ永続的に利用できるものとする。

(基本理念)

第3条 地域再生可能エネルギーの活用に関する基本理念は次のとおりとする。

- (1) 地域再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域固有の資源であることを念頭に、地域経済及び持続性に配慮するものとする。
- (2) 地域再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域に根ざした主体の形成に努め、地域の受益を実現するものとする。
- (3) 地域再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域の自然環境の持続性に配慮するものとする。
- (4) 地域再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域内での公平性及び他者への影響に配慮し、十分な合意形成のもとに行うものとする。
- (5) 町、町民及び事業者は、地域再生可能エネルギーの地域における価値を自覚し、地域社会の発展に向け、相互に協力してその活用に取り組むものとする。

(役割)

第4条 町、町民及び事業者は、それぞれ次の各号の役割を担うものとする。

- (1) 町は、地域再生可能エネルギーの活用について、前条の理念に沿って積極的に推進し、人材育成及び町民や事業者の理解を深めるための学習並びに普及啓発支援等、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 町は、本条例の施行に必要な計画・運用規程等を整備するものとする。
- (3) 町民は、第3条の理念に沿って、地域再生可能エネルギーの知識習得に努めるものとする。
- (4) 事業者は、地域再生可能エネルギーの活用について、第3条の理念に沿った事業の推進に努めるものとする。

(八丈町地域再生可能エネルギー導入審査会)

第5条 本条例の趣旨に則した再生可能エネルギーの活用のために必要な審査を実施するため、八丈町地域再生可能エネルギー導入審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

2 審査会の運営に関し、必要な事項は別に定めるものとする。
(連携の推進等)

第6条 町、町民及び事業者は、地域再生可能エネルギーの活用について、国、都及び関連する組織や団体と連携を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとする。

(その他)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

八丈町再生可能エネルギー事業に関する ガイドライン

<初版>

八丈町

平成26年4月

目次

1. 本ガイドラインの目的.....	1
2. 対象.....	1
3. 建設に当たっての調整手順.....	1
(1) 町の窓口.....	1
(2) 町に対する事前説明.....	1
4. 住民及び利害関係者に対する事前の協議事項等.....	1
(1) 早期段階での地域の参加等.....	1
(2) 周辺地域への事前説明会.....	1
(3) 影響を受ける可能性がある認められる個人及び団体への事前説明会....	2
(4) 各種説明会における配慮事項.....	2
5. 建設等にあたっての基準と事業者等の責務.....	2
(1) 生活環境等に対する配慮事項.....	2
(2) 自然環境及び景観への配慮事項.....	3
(3) 事後調査の実施.....	3
6. 地域の利益優先に関する事項.....	3
(1) 地域の事業への参画.....	3
(2) 地域への建設等工事の発注.....	3
(3) 運営及び保守点検等に関する地域雇用.....	3
(4) 地域への利益の分配.....	3
7. 審査会における承認.....	4
8. 協定の締結.....	4
9. 原状回復の責務.....	4
(1) 原状回復の要請.....	4
(2) 原状回復の責務.....	4
10. 事業主体の変更.....	4
(1) 変更の報告.....	4
(2) 新たな所有者又は事業主体への適用.....	4

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、八丈町地域再生可能エネルギー基本条例（以下「条例」という。）の理念を具体化するため、環境の保全と再生可能エネルギー事業等との両立を図ること及び再生可能エネルギー事業が八丈島民に適切な利益を持続的にもたらすことを目的とし、八丈町内において再生可能エネルギー事業施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「再生可能エネルギー施設等」という。）の建設を行う事業者及び運営事業者等（以下「事業者等」という。）が遵守すべき事項を明らかにする。

2. 対象

本ガイドラインは、八丈町において地域に存する再生可能エネルギーを用いる施設の新設、増設、改修、又は運営（以下「建設等」という。）のうち、発電出力が 50kW 以上のものを対象とする。

3. 建設に当たっての調整手順

(1) 町の窓口

事業者等は、企画財政課を町の窓口として、再生可能エネルギー施設等の建設等について、関係する所管課と協議するものとする。

(2) 町に対する事前説明

事業者等は、事前調査の実施や建設等に当たって、事前に町の関係所管課に対して、調査や建設等の概要について、説明を行うものとする。

4. 住民及び利害関係者に対する事前の協議事項等

(1) 早期段階での地域の参加等

ア 事業者等は、地域社会との良好な関係を構築するために、事前説明会を実施するものとする。

イ 事前説明会は、事業検討段階から速やかに実施するものとする。

(2) 周辺地域への事前説明会

ア 事業者等は、再生可能エネルギー施設等の建設等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の住民等に対して、事前説明会を行うものとする。

イ 対象となる地域については、町の指示に従うものとする。

ウ 事業者等は、事前説明会における議事及び合意事項について書面を作成し、町に対してその写しを提出するものとする。

エ 町は、事前説明会における住民の意見等を考慮して、事業者等に対して建設等の計画を変更できるよう求めることができる。

オ 事業者等は、前号の町の求めに応じて必要な措置を講ずるものとする。

(3) 影響を受ける可能性がある認められる個人及び団体への事前説明会

ア 事業者等は、発電施設等の建設等に係る影響を受ける可能性がある認められる個人及び団体（以下「利害関係者」という。）に対して事前説明会を開催し、意見を求めるものとする。

イ 対象となる利害関係者については、町の指示に従うものとする。

ウ 事業者等は、事前説明会における議事及び合意事項について書面を作成し、町に対してその写しを提出するものとする。

エ 町は、事前説明会における利害関係者の意見等を考慮して、事業者等に対して建設等の計画を変更できるよう求めることができる。

オ 事業者等は、前号の町の求めに応じて必要な措置を講ずるものとする。

(4) 各種説明会における配慮事項

ア 事業者等は、地域に対する説明及び協議等の機会を十分に確保すると共に、広報やホームページ等を活用し、その機会を広く周知することで地域の参加度を高めるよう努めるものとする。

イ 事業者等は、地域に対する説明会等を開催する際に、説明会を中立的に運営することを目的として第三者的立場から説明会の進行を担う進行役を選任することに努めるものとする。

ウ 事業者等は、住民に対する説明会の開催日時と場所を事前に企画財政課に連絡するものとし、町及び町が要請した関係行政機関等は、この説明会を傍聴できるものとする。

エ 各種説明会の内容については、本ガイドラインの事項を十分に反映させたものとする。

5. 建設等にあたっての基準と事業者等の責務

(1) 生活環境等に対する配慮事項

ア 事業者等は、事業による周辺住民への生活や健康（以下「生活環境等」という。）への影響を予見し、十分な配慮を行うものとする。

イ 事業者等は、生活環境等に対する配慮事項に関して、周辺住民との合意が成立している場合には、その合意事項を優先するものとする。

ウ 上記の合意事項は、書面をもって行い、その写しを町に提出するものとする。

(2) 自然環境及び景観への配慮事項

ア 事業者等は、事業による自然環境及び景観への影響を予見し、十分な配慮を行うものとする。

イ 事業者等は、施設等の建設等に当たっては、その配置、デザイン及び色彩等に配慮し、地域の自然や建築物等と調和した良好な景観の形成に努めるものとする。

(3) 事後調査の実施

ア 事業者等は、再生可能エネルギー施設等から発生する生活環境、自然環境又は景観への影響の有無を確認するため、必要に応じて事後調査を実施するものとする。事後調査の方法については、別途定める。

イ 町は、事後調査の結果を評価し、自然環境等又は景観に著しい影響が生じている又は生じる蓋然性が高いと判断した場合、事業者等に対してその対策を求めることができる。

ウ 事業者等は、前号の町の求めに応じて必要な措置を講ずるものとする。

6. 地域の利益優先に関する事項

再生可能エネルギーという地域資源を活用するに当たって、発電事業及び関連する事業等から得られる利益を地域社会に持続的にもたらすため、事業者等は、以下の地域利益優先に関する事項を確認し、その実現に努めるものとする。

(1) 地域の事業への参画

事業者等は再生可能エネルギー施設等の建設等に当たっては、町内に存する事業者又は在住する住民が事業の実施主体として参画することを確保するよう努めるものとする。

(2) 地域への建設等工事の発注

事業者等は、再生可能エネルギー施設等の建設等による工事を町内に存する事業者に優先的に発注することに努めるものとする。また、地域への発注に係る部分を明らかにするものとする。

(3) 運営及び保守点検等に関する地域雇用

事業者等は、再生可能エネルギー施設等の運営及び保守点検等に必要となる業務を、町内に存する事業者に優先的に発注することに努めるものとする。また町内に在住する住民を優先的に雇用することに努めるものとする。

(4) 地域への利益の分配

事業者等は、再生可能エネルギー施設等の建設等から得られる社会的、経済的利益を町内に分配することに努めるものとする。

7. 審査会における承認

事業者等は、2に定める再生可能エネルギー施設等の建設等を実施する場合は、条例第5条に定める審査会の承認を受けるものとする。

8. 協定の締結

事業者等は、上記審査会に提出した計画内容及び本ガイドラインに規定する事項について、町と協定を結ぶものとする。

9. 原状回復の責務

(1) 原状回復の要請

町は、再生可能エネルギー施設等の建設等の後において、当初の計画から逸脱し、生活環境又は自然環境等に著しい影響を与えると判断した場合には、事業者等に対し、事業の停止、再生可能エネルギー施設等の撤去及び原状回復の措置等を求めることができる。

(2) 原状回復の責務

事業者等は、前号の町の求めに応じて必要な措置を講ずるものとする。

10. 事業主体の変更

(1) 変更の報告

事業者等は、再生可能エネルギー施設等の所有者又は事業主体に変更が生じた場合、速やかにその旨を町に報告するものとする。

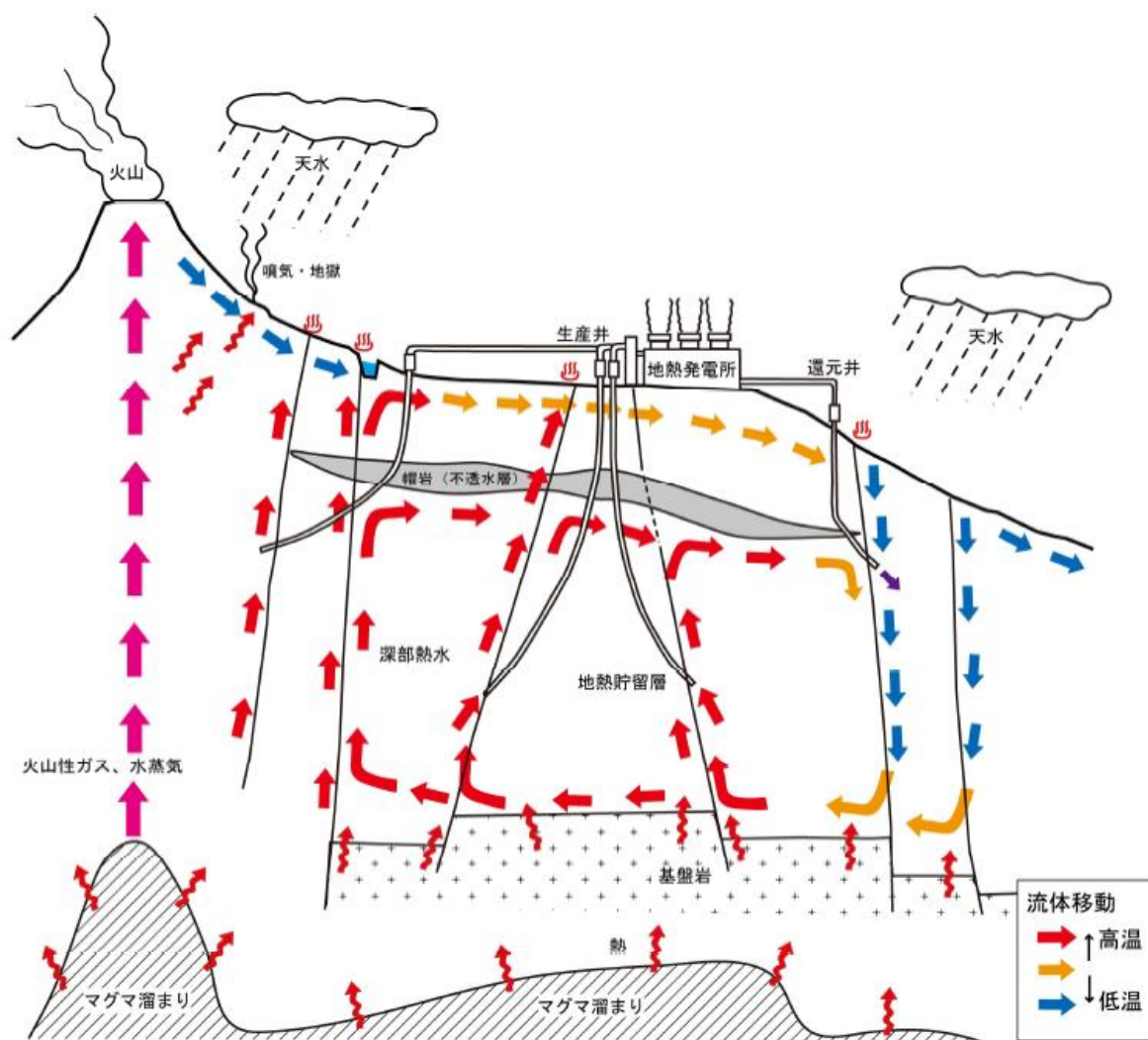
(2) 新たな所有者又は事業主体への適用

本ガイドラインは、再生可能エネルギー施設等の所有者又は事業主体に変更が生じた場合、新たに再生可能エネルギー施設等の所有者又は事業主体になった者に適用されるものとする。

附 則

本ガイドラインは、社会経済状況の変化等の必要に応じて随時見直すものとする。

地熱貯留層概念図



出典：環境省自然環境局「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（改訂）」（平成 26 年 12 月）